



厚生労働省 宮崎労働局発表  
令和3年6月16日

【照会先】  
宮崎労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 川原 正和  
地方産業安全専門官 木村 剛  
(電話番号) 0985-38-8835  
(時間外) 0985-44-0641

## 令和3年度全国安全週間を前に宮崎労働局長による安全点検

～労働局長が建設工事現場の公開安全パトロールを実施します～

宮崎労働局（局長 たなかだいすけ 田中大介）は、全国安全週間を前に管内の建設工事現場の安全管理体制や安全活動の状況について確認し、労働災害防止対策のより一層の徹底を要請するとともに、広く県内の事業場において職場の総点検や安全衛生活動の重要性の意識付けに繋げるべく、パトロールを実施するものです。

厚生労働省では、今年度も全国安全週間（第94回）を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添1の「令和3年度全国安全週間実施要綱」に基づき、令和3年7月1日から7月7日までを全国安全本週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることとしています。

### 1 労働局長による公開安全パトロールについて

- ・日 時 令和3年6月24日（木） 午前9時40分～11時30分
- ・集合場所 吉原建設（株）現場休憩所前（都城市志比田町9263）※別紙1参照
- ・パトロール現場概要 都城志布志道路（地域高規格道路）都城地区工事（横市IC～乙房IC）内の次の3現場（別紙2参照）
  - ①工事名称：宮崎10号吉尾地区改良外工事
  - 施工業者：吉原建設（株）
  - 工事場所：都城市吉尾町外

- ②工事名称：宮崎10号都城道路2工区志比田地区第2号函渠設置工事  
施工業者：富岡建設（株）  
工事場所：都城市志比田町地内
- ③工事名称：宮崎10号都城道路2工区乙房地区改築工事  
施工業者：大淀開発（株）  
工事場所：都城市乙房町地内

- ・実施機関 宮崎労働局 及び 都城労働基準監督署
- ・取材申込 別紙3「取材申込書」を6月23日（水）午後5時15分までに、宮崎労働局労働基準部健康安全課あてFAX送信をお願いします。

**【取材に関するお願い】**

当日の取材に当たっては、①引っ掛かりのない動きやすい上下服、②ヘルメット（こちらでも多少準備していますが、できる限りご持参ください。）③安全靴又は運動靴、④腕章等マスコミ関係者であることがわかるものの着用をお願いします。また、当日はマスクの着用等、新型コロナ感染防止対策へのご協力をお願いします。

**(参考) 都城志布志道路について**

都城志布志道路は、都城市を起点に曾於市を經由し志布志市に至る延長約40kmの地域高規格道路です（別紙4参照）。本道路の整備により、九州縦貫自動車道宮崎線都城ICと国際バルク戦略港湾である志布志港を結ぶことで、広域ネットワークが形成され、所要時間が短縮することで、主に次のような効果が期待されています。

- ・志布志港は配合飼料の原料となるとうもろこしの輸入量が全国1位で、志布志港周辺の飼料工場で加工された配合飼料は、本道路を經由して全国1位の畜産算出額を誇る都城地域に運搬されています。本道路の整備により、運搬にかかる所要時間が約32分短縮され、運搬コスト縮減により畜産業の振興が支援されます。
- ・都城市では、本道路の整備に伴い、平成23年以降、既に62社の企業進出があり、約850名の雇用が創出されています。また本道路の完成を見越し、更なる企業立地を促進するため、企業誘致政策の実施や、新たな工業団地の造成計画が進められ、今後益々の地域活性化が期待されています。

**(添付資料)**

- 別添1 令和3年度全国安全週間実施要綱
- 別添2 令和3年度全国安全週間リーフレット（宮崎労働局版）

# パトロール現場案内図

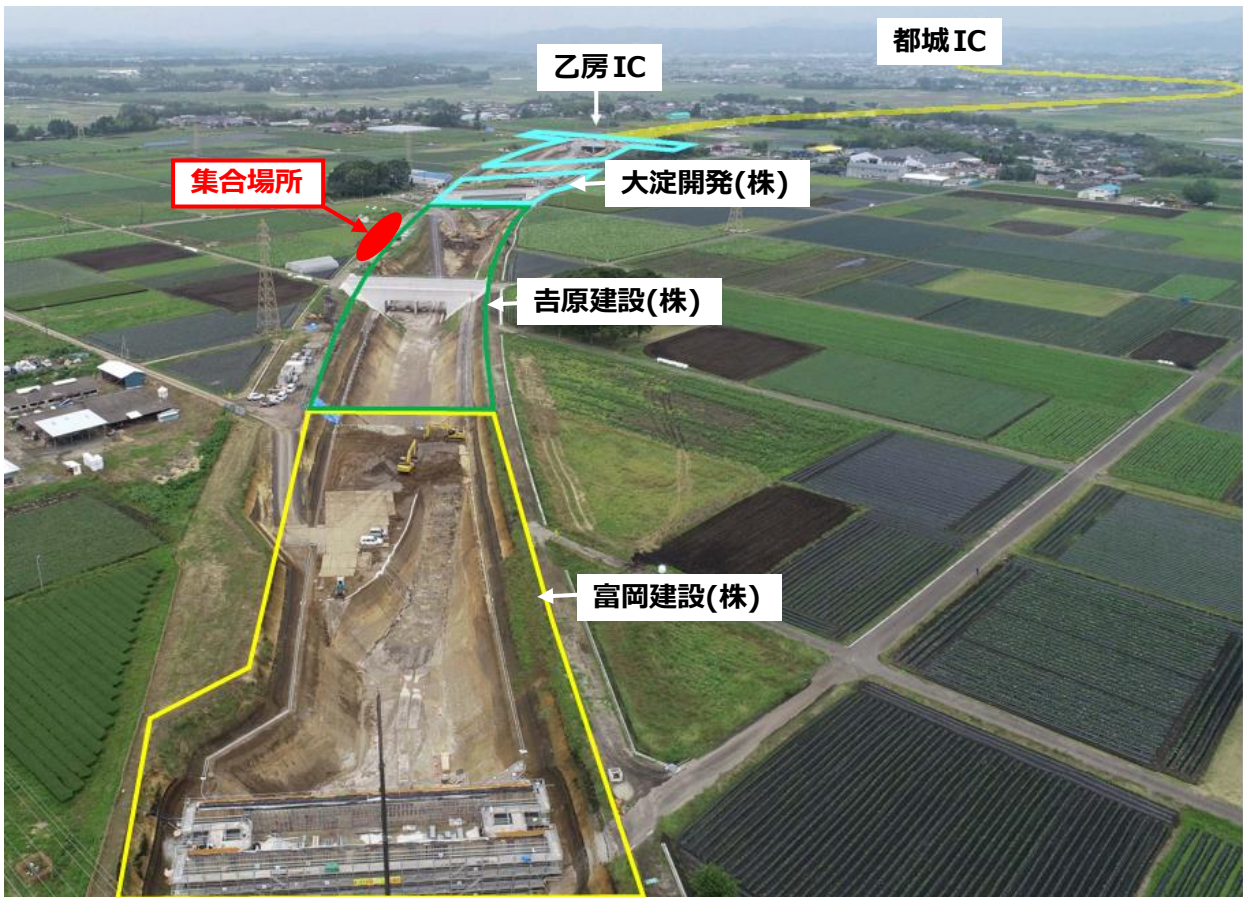


※「写真1」  
社会福祉法人まゐりあ（看板）の手前で  
右折



※「写真2」  
「いっせい」「広瀬」の看板の方向に  
左折

〈パトロール現場全景〉



## 『宮崎労働局長による建設工事現場のパトロール』

## 取材申込書

ファックス送付先 0985-38-8830

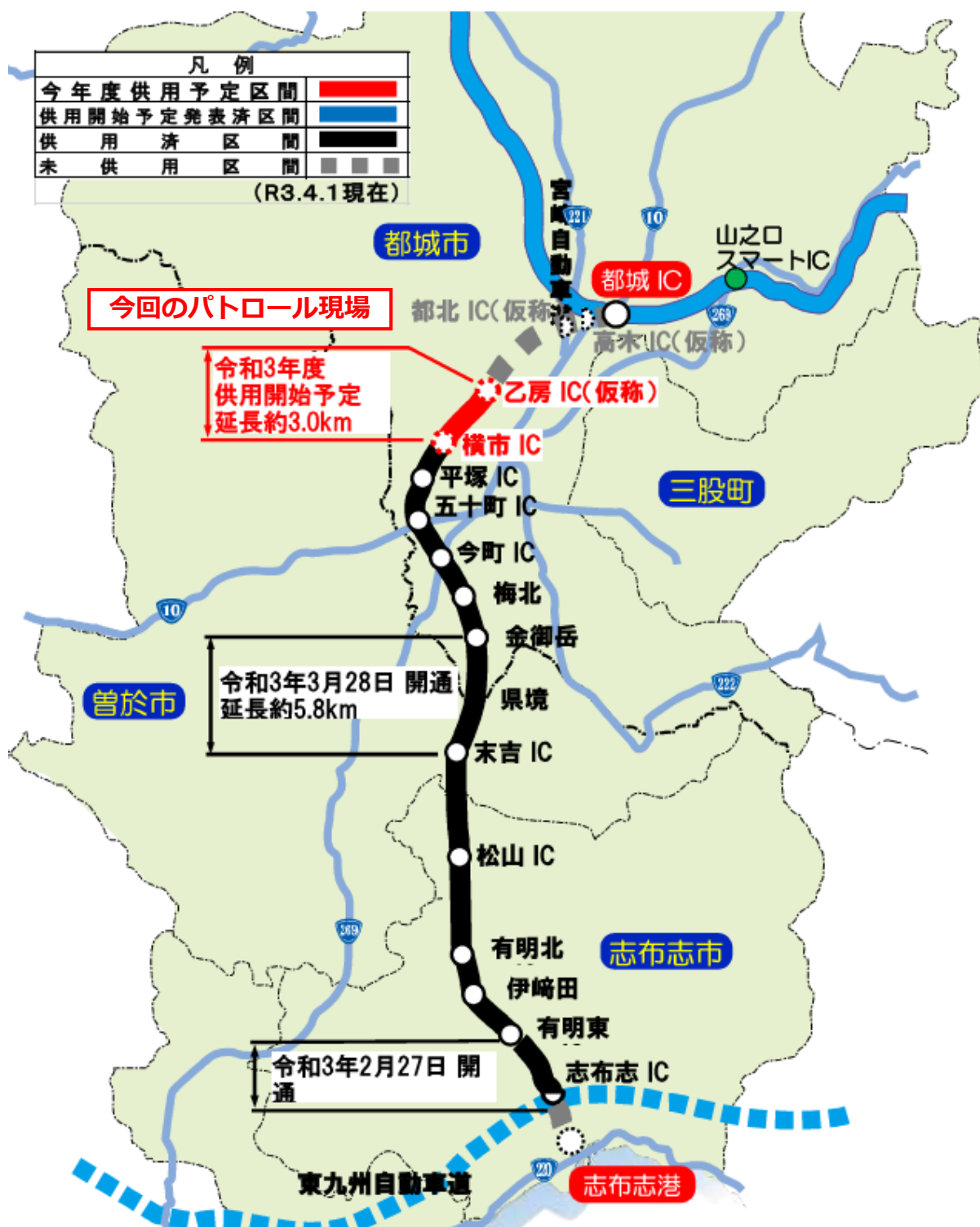
宮崎労働局労働基準部健康安全課（担当 木村）あて

取材申込者名簿	
報道機関名	TEL( )
職名	氏名

中止の場合の連絡先 TEL ( )

※不足するヘルメットの数 \_\_\_\_\_ 個

## 都城志布志道路（地域高規格道路）全体図



## 令和3年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

## 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

## 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実 施 者

各事業場

## 7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

### (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

### (2) 継続的に実施する事項

#### ① 安全衛生活動の推進

##### ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

##### イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認



ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
  - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
  - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
  - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
  - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
  - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
  - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等



# 令和3年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7月7日  
 << 準備期間 6月1日～6月30日 >>

### 安全衛生関係の報告様式のお知らせ

以下6つの報告様式は、インターネット上で作成できます。入力項目の説明を確認しながら入力ができる他、入力データを保存すると次回報告時に再利用できます。

- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 総括安全衛生管理者・安全管理者衛生管理者・産業医選任報告
- 労働者死傷病報告（休業4日以上）
- 定期健康診断結果報告書
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- じん肺健康管理実施状況報告



安全衛生 入力支援

検索

## 安全週間スローガン 「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

### 宮崎労働局 第13次労働災害防止推進計画 (計画期間：平成30年～令和4年)

- ① 年間死亡者数 目標  
 平成29年(17人)と比較して  
**30%(6人)** 以上減少 **年間 11人以下**
- ② 年間死傷者数 目標  
 平成29年(1,298人)と比較して  
**5%(65人)** 以上減少 **年間 1,233人以下**

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

宮崎県内における労働災害の発生状況を見ると、令和2年の死亡者数は前年比1人増の**13人**、休業4日以上死傷者数に至っては前年比94人増の**1,576人**で、大幅に増加しました。**年間の死傷者数(休業4日以上)が1,500人を超えるのは平成19年以来13年ぶり**であり、大変憂慮すべき事態となっています。

この主な要因としては、①業種を問わず「**転倒**」による災害が多発していること、②**60歳以上の方の労働災害が多発**していること、③業務に起因する**新型コロナウイルス感染症の増加**が挙げられます。

このような状況においては、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくことが必要となります。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は「**持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場**」をスローガンに、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として実施されます。

### 新型コロナウイルス感染症 拡大防止のお願い

新型コロナウイルス感染症は、一般的に飛沫感染、接触感染で感染します。発熱、呼吸器症状、味覚障害や強いだるさの症状があり、昨今では、従来よりも感染しやすい・重症化しやすい可能性のある変異株が世界各地で報告されています。

新型コロナウイルス感染症の大規模な拡大防止に向け、職場において事業者、労働者が一体となって対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

キャンペーン期間:5月1日～9月30日  
 準備期間:4月 / 重点取組期間:7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

検索

- 1 日々のWBGT値(暑さ指数)把握!
- 2 当日朝に作業員の体調確認!
- 3 1週間の熱順化(慣らし)期間を!
- 4 水分・塩分の定期的な補給!
- 5 一人作業を避け、こまめな休憩を!
- 6 空調服・クールベスト等の涼しい服装で!

安全教育用の  
動画&クイズ  
公開中!



### 転倒災害防止の取り組みを!

県内では転倒災害が最も多く発生しており、令和2年は371件で全体の**24%**を占めています。転倒災害の主な原因は、滑り、つまづき、踏み外しです。

チェックリストを活用した総点検を行い、職場改善や見える化に取り組まましょう。

※6月は「STOP! 転倒災害プロジェクト」の重点取組期間です。

STOP! 転倒

検索



### エイジフレンドリー職場を目指そう!

高齢労働者(60歳以上)に関する令和2年の県内の労働災害は530件で、全体の**34%**と割合を大きく占めています。高齢労働者の労働災害の発生には、加齢に伴う身体・精神機能の低下が影響を与えているため、これによる労働災害発生リスク低減に視点を置き、対策を進めていくことがポイントとなります。

高齢労働者が安心・安全に働ける職場環境の実現に向け、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、健康診断、体力チェックの実施等の取り組みを行いましょう。

エイジフレンドリーガイドライン

検索



### ◆ 安全週間及び準備期間中に実施する事項 ◆

- 1 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- 2 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付等による家族の協力の呼びかけ
- 5 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 6 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

3つの密となる事項は延期、中止などの対応により、**新型コロナウイルス感染症に十分留意して取り組みましょう!**



### ◆ 継続的に実施する事項 ◆

- 1 安全衛生活動の推進
  - ・安全衛生管理体制の確立
  - ・安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - ・自主的な安全衛生活動の促進
  - ・リスクアセスメントの実施
  - ・安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - ・外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- 2 業種の特性に応じた災害防止対策
  - ・第三次産業、陸上貨物運送業、建設業、製造業、林業における労働災害防止対策
- 3 業種横断的な労働災害防止対策
  - ・高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
  - ・転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)
  - ・交通労働災害防止対策
  - ・熱中症予防対策(STOP! 熱中症クールワークキャンペーン)



主唱  
協賛

宮崎労働局 宮崎労働基準監督署 延岡労働基準監督署 都城労働基準監督署 日南労働基準監督署  
 (公社)宮崎労働基準協会 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部  
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部 (公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部  
 (独)労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センター

## 宮崎県産業安全衛生大会

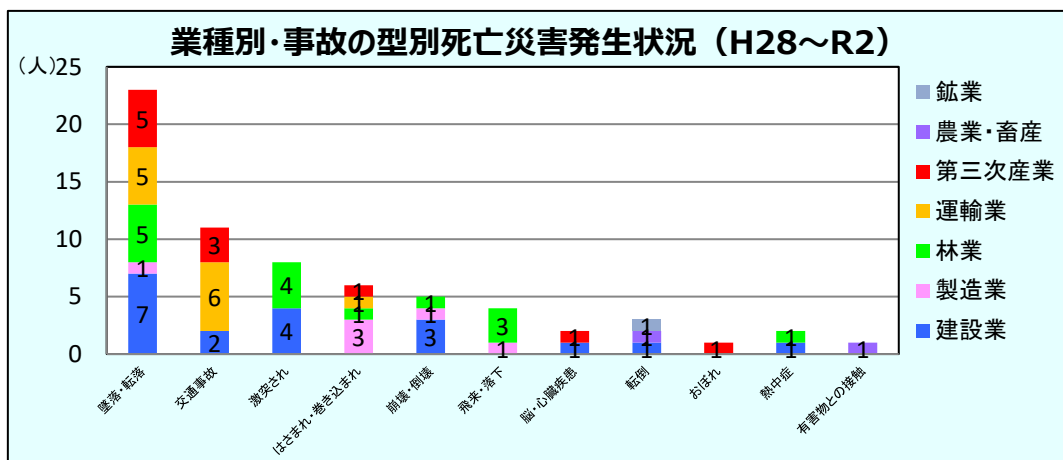
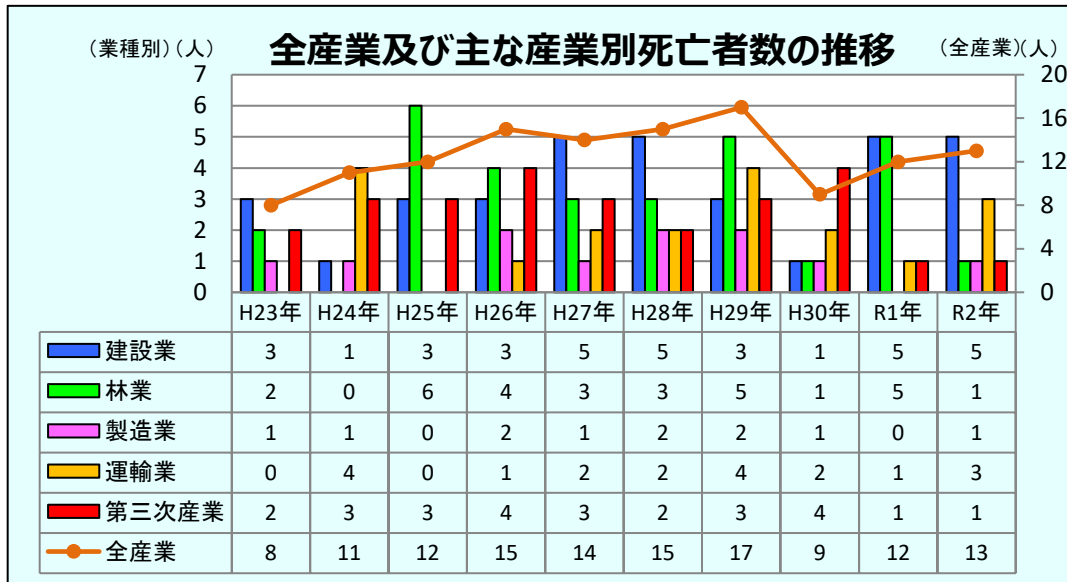
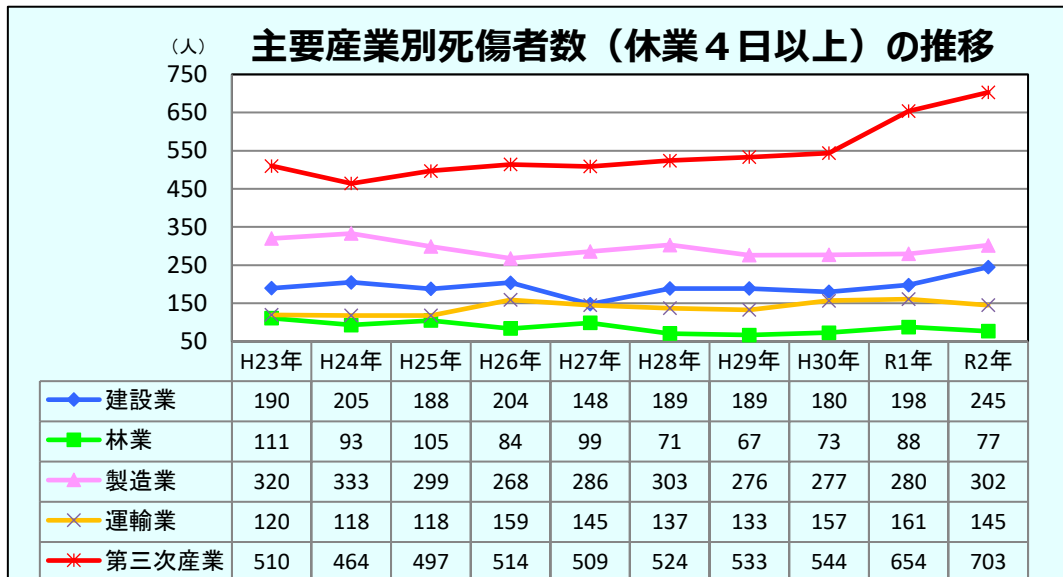
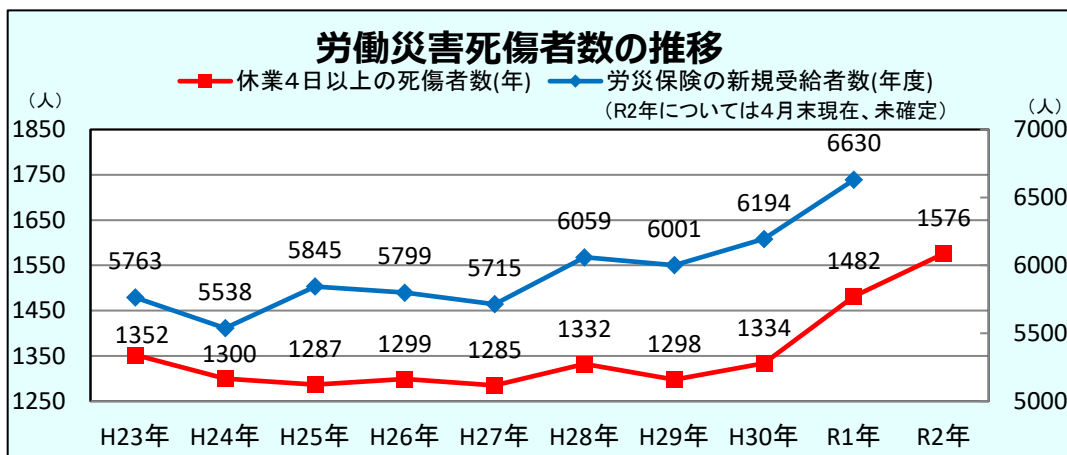
とき 令和3年11月11日(木)13時30分～  
 ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

## 全国産業安全衛生大会

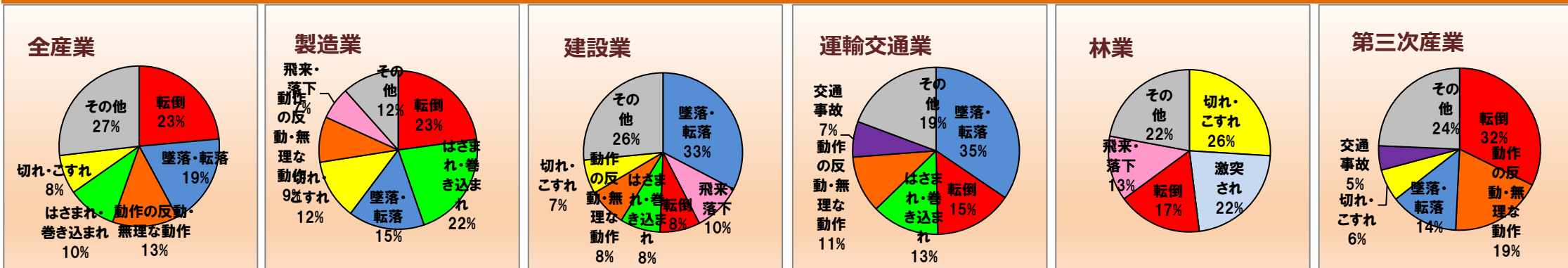
とき 令和3年10月27日(水)～29日(金)  
 ところ 東京都千代田区(東京国際フォーラム)

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によって延期又は中止される場合があります。

# 宮崎県内における労働災害の現状



## 令和2年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況（休業4日以上・県内）



### 安心して働きたい!

令和3年度  
申告と納付はお早めに  
**労働保険の年度更新**  
労災保険・雇用保険  
**6/1(火)～7/12(月)**

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。  
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ | 年度更新 お知らせ | 検索

## 令和2年死亡災害の発生状況

番号	業種	年齢	災害発生状況
1	土木工事業	40代	転圧機（重量70kg）を法面下に降ろすため、ドラグショベル（ロングアームのアタッチメントを装着）のバケットとアームの間にワイヤーを掛けて転圧機を吊り上げ、移動していたところ、ドラグショベルが転倒した。その結果、転圧機の荷下ろし作業のため、法面下で待機していた被災者にドラグショベルのバケットが激突した。
2	道路貨物運送業	50代	被災者は足場材を積載させたトラックを配送先の会社敷地内に停車させた後、配送先の労働者と足場材の荷下ろし作業を行っていたところ、配送先の労働者が運転するフォークリフトのフォークとトラックに挟まれた。
3	建築工事業	50代	建築現場において、基礎部分のコンクリート打設作業を行っていたところ、生コン打設用に使用していたコンクリートポンプ車の第2ブームが折損し、打設場所の均し作業を行っていた被災者にブームが激突した。
4	建築工事業	70代	被災者は牛舎建築現場において、合掌組みを行っていた。横桁にかけ渡した足場板上で隣の横桁間にかけ渡す足場板を移動させていたところ、足を踏み外し、約3.3メートル墜落した。
5	道路貨物運送業	60代	倉庫の出荷口に停車したバルク車（飼料運搬車）の運転席で右耳から血を流し、横たわった被災者を同僚が発見した。倉庫内で4段積まれたフレコンバックの最上部（高さ約3.3m）に登る最中、又は最上部で作業中に被災者は転落し、倉庫床面で頭部を強打したものと推定する。
6	道路貨物運送業	60代	志布志港でコンテナ積みトラックに荷物を積んだ被災者が会社へ戻るため都城志布志道路（自動車専用道路）を走行中、中央分離帯を越えて反対車線（被災者側車線）にはみ出てきたトラックと正面衝突した。
7	林業	50代	杉・ヒノキの皆伐作業現場において、伐採作業を行っていた被災者のチェーンソーの音が聞こえなかったため、同僚が行ってみると、倒れている被災者を見つけた。杉を伐倒した際、既に倒れた伐倒木に接触し、その反動で伐倒木の元口が跳ね上がり、被災者に激突したものと推定する。
8	木材・木製品製造業	20代	のこ屑を溜めるサイロに入り、のこ屑の払い出し作業をしていた被災者がサイロ内の下部で稼働しているスクリーコンベアに右腕を巻き込まれた状態で同僚に発見された。
9	建築工事業	60代	農業用ビニールハウスの補強工事で、屋外で金物加工、コーキング及び補強取付作業を行っていた被災者が熱中症に罹患した。被災者は8時から作業を開始し、14時40分頃に重症化した状態で発見され、同日死亡した。当日の天気は晴れて、県内は猛暑日であった。
10	その他の商業	30代	被災者は専用の農業機械で飼料用の稲を収穫・ラッピングしていた。作業終了時刻後、農業機械のチャンパー部に挟まれている被災者を同僚が発見した。
11	土木工事業	20代	台風災害に対応するため、会社事務所に被災者と同僚1名が待機していたところ、山の斜面が崩壊し、土砂で会社事務所が川に流された。川床の土砂の中から被災者は発見されたものの、同僚は行方不明である。
12	畜産業	30代	被災者は乳牛を運搬車の荷台から降ろす作業を行っていた。運搬車の後部で乳牛が立ち止まったため、傾斜25度のスロープ上で被災者は手綱を引っ張っていたところ、乳牛が急に前進し、その反動で被災者はバランスを崩し、転倒した。転倒した際、被災者は地面で後頭部を強打した。
13	土石採取業	70代	被災者はフォークリフトを運転し、コンクリートブロック（高さ約1m×幅約1m×奥行き約1m、重量約2t）を運搬していた。勾配約10度の斜面をバックしていたところ、フォークリフトが法面に乗り上げ、横転し、被災者は運転席から投げ出された。

### 急な雨でも、従業員を守る。

転ばぬ先の傘。  
**労働保険**

正社員、パート、アルバイト、雇用形態に関わらず、ひとりでも暮らしている場合、事業主は労働者の手帳を必ず更新する必要があります。忘れずに労働保険の手続きを。

労災保険 + 雇用保険

この時代、電子申請は、新しい働き方のひとつです。これから働くための、デジタル新戦略。  
**労働保険 電子申請**